



## こんなときにはこんな届出を

健康保険では、保険証に関することや保険給付を受けるためなど、被保険者からの届出が必要になることがあります。次にあげた事項に該当する場合は、申請書類（ホームページに書式をアップしています）に必要な事項を記入し、それぞれ必要な添付書類と一緒に、各会社（人事部門）経由で健康保険組合へ提出してください。



### マイナンバー の利用について

社会保障（健康保険、厚生年金保険関係）の届出等でマイナンバーが使用されています。

健康保険組合へ提出する「被扶養者（異動）届」や給付関係の申請書類にマイナンバーの記入が必要となります（給付関係の申請書類はマイナンバーまたは被保険者記号・番号のいずれか）。

## ○ 保険証に関する届出

保険証をなくしたとき  
(再交付してもらいたいとき)

ただちに

「健康保険 被保険者証・高齢受給者証 再交付申請書」を提出

## ○ 本人・家族に関する届出

家族を被扶養者として  
申請したいとき

5日以内に

「健康保険 被扶養者（異動）届」を提出  
※各種添付書類については、10頁をご参照ください。

家族が被扶養者に  
該当しなくなったとき

5日以内に

「健康保険 被扶養者（異動）届」に保険証を添えて提出

被保険者や被扶養者の  
氏名・住所に  
変更があったとき

すみやかに

「健康保険 被保険者（被扶養者）氏名・住所変更・訂正届」を提出  
※氏名変更の場合、保険証も添えて提出

被保険者の資格を  
失ったとき

5日以内に

保険証を返納

## ○ 給付に関する届出

限度額適用認定証	入院の前に「健康保険 限度額適用認定申請書」を提出
高額介護合算療養費	①介護保険者(市区町村)に申請し、「介護保険自己負担額証明書」の交付を受ける ↓ ②交付された証明書を添付して健康保険組合に支給申請書を提出
療 養 費	「健康保険 被保険者・家族療養費支給申請書」に領収証の原本、医師の同意書または診断書の原本、診療明細書の原本などを添えて提出
移 送 費 家 族 移 送 費	「健康保険 被保険者・家族移送費支給申請書」に医師の証明を受けて提出し承認を受ける。移送の費用を払ったときは、必ず領収書もらい「移送費支給申請書」に添えて提出
傷 病 手 当 金	「健康保険 傷病手当金請求書」に事業主の休業および報酬支払いの有無に関する証明と、療養を担当した医師の意見をつけて提出
出 産 手 当 金	「健康保険 出産手当金請求書」に事業主の休業および報酬支払いの有無に関する証明と、医師または助産師の証明を受けて提出
埋 葬 料 (費) 家 族 埋 葬 料	「健康保険 被保険者・家族埋葬料(費)請求書」に死亡したことを証明する書類(死亡診断書または埋(火)葬許可証)をつけて提出 ※埋葬費の請求の場合は、死亡証明のほかに埋葬にかかった費用の領収書を添付

### 健康保険 被保険者・家族出産育児一時金請求書の届出について

届出が必要となるのは次の場合です。

- 出産費用が一時金の支給額より少ない場合
- 直接支払制度または受取代理制度を希望しない場合

申請書および費用内訳の明細書等の添付書類を提出

※必要書類は届出理由により異なる場合があります。  
※産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記された領収・明細書が必要です

任意継続被保険者になるとき	資格喪失後 20 日以内に「健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書」に保険証を添えて各会社(人事部門)経由で提出
任意継続被保険者の資格を喪失したとき	「健康保険 任意継続被保険者資格喪失申請書」を提出